

※ 現段階の案であり、今後の検討により変更があり得るものである。

○厚生労働省告示〇〇号

児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第〇〇号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

厚生労働大臣が定める一単位の単価

児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第〇〇号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価を次のように定める。

一 児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児施設給付費単位数表の通則の1の厚生労働大臣が定める一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げる指定障害児施設支援を行う施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	支援の種類	割合
百分の十三	指定知的障害児施設支援 当該施設が単独施設又は主たる施設において行う場合	千分の千八十一

指定第一種自閉症児施設支援	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千
指定第二種自閉症児施設支援	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千七十一
指定知的障害児通園施設支援	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定盲児施設において行う場合	千分の千八十一
指定盲ろうあ児施設支援	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定盲児施設において行う場合	千分の千八十一
	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定盲児施設において行う場合	千分の千七十二
	当該施設が単独施設である指定盲児施設において行う場合	千分の千七十二
	当該施設が単独施設である指定ろうあ施設において行う場合	千分の千八十

百分の十一	指定肢体不自由児療護施設支援 指定肢体不自由児施設支援（入所） 指定医療機関 指定肢体不自由児施設支援（通所） 指定知的障害児施設支援 当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千八十一 千分の千八十一 千分の千 千分の千 千分の千六十八
-------	---	---

指定第一種自閉症児施設支援	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千
指定第二種自閉症児施設支援	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千六十一
指定知的障害児通園施設支援	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定盲児施設において行う場合	千分の千六十七
指定盲ろうあ児施設支援	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定盲児施設において行う場合	千分の千六十八
	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定盲児施設において行う場合	千分の千六十八
	当該施設が単独施設である指定盲児施設において行う場合	千分の千六十八
	当該施設が単独施設である指定ろうあ施設において行う場合	千分の千六十八

百分の十	指定知的障害児施設支援	当該施設が主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千六十六
		当該施設に併設する施設が主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千七十一
		指定難聴幼児通園施設において行う場合	千分の千六十八
		指定難聴幼児通園施設において行う場合	千分の千六十七
		指定肢体不自由児療護施設支援	千分の千六十七
		指定肢体不自由児施設支援（入所）	千分の千
		指定医療機関	千分の千
		指定肢体不自由児施設支援（通所）	千分の千
		指定肢体不自由児通園施設支援	千分の千六十二
		当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千六十二

百分の十	指定知的障害児施設支援	当該施設が併設する施設が主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千五十六
		指定第一種自閉症児施設支援	千分の千
		指定第二種自閉症児施設支援	千分の千六十一
		指定知的障害児通園施設支援	千分の千六十二
		当該施設が単独施設又は主たる施設である指定盲児施設において行う場合	千分の千六十二
		当該施設に併設する施設が主たる施設である指定盲児施設において行う場合	千分の千五十五
		当該施設が単独施設である指定ろうあ施設において行う場合	千分の千六十二
		当該施設が併設する施設が主たる施設である指定ろうあ施設において行う場合	千分の千六十二
		当該施設が主たる施設である指定ろうあ施設において行う場合	千分の千六十六

百分の八	指定知的障害児施設支援	指定ろうあ児施設において行う場合	千分の千六十四
		当該施設に併設する施設が主たる施設である指定ろうあ児施設において行う場合	千分の千六十二
		指定難聴幼児通園施設において行う場合	千分の千六十二
		指定肢体不自由児療護施設支援	千分の千六十一
		指定肢体不自由児施設支援（入所）	千分の千
		指定医療機関	千分の千
		指定肢体不自由児施設支援（通所）	千分の千
		指定肢体不自由児通園施設支援	千分の千五十一
		当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千五十一
		当該施設に併設する施設が主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千四十五

百分の八	指定知的障害児施設支援	当該施設が併設する施設が主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千四十九
		指定第一種自閉症児施設支援	千分の千
		指定第二種自閉症児施設支援	千分の千四十九
		指定知的障害児通園施設支援	千分の千五十
		当該施設が単独施設又は主たる施設である指定盲児施設において行う場合	千分の千四十九
		当該施設に併設する施設が主たる施設である指定盲児施設において行う場合	千分の千四十四
		当該施設が単独施設である指定ろうあ施設において行う場合	千分の千四十九
		当該施設が併設する施設が主たる施設である指定ろうあ施設において行う場合	千分の千四十九
		当該施設が主たる施設である指定ろうあ施設において行う場合	千分の千四十八

指定難聴幼児通園施設において行う場合	指定難聴幼児通園施設支援	千分の千二十五
	指定肢体不自由児療護施設支援	千分の千二十四
指定肢体不自由児施設支援(入所)	指定医療機関	千分の千
	指定肢体不自由児施設支援(通所)	
指定肢体不自由児通園施設支援	指定知的障害児施設支援	千分の千十九
	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千十七
指定第一種自閉症児施設支援	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千
	当該施設が併設する施設が主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千十八
指定第二種自閉症児施設支援	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千十九

指定難聴幼児通園施設において行う場合	指定難聴幼児通園施設支援	千分の千十八
	指定肢体不自由児施設支援(入所)	千分の千
指定肢体不自由児施設支援(通所)	指定医療機関	
	指定肢体不自由児通園施設支援	千分の千十二
指定知的障害児施設支援	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千十一
	当該施設が併設する施設が主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千
指定第一種自閉症児施設支援	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千十二
	当該施設が併設する施設が主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千十二
指定第二種自閉症児施設支援	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千十二

指定難聴幼児通園施設において行う場合	指定難聴幼児通園施設支援	千分の千十九
	指定肢体不自由児療護施設支援	千分の千二十四
指定肢体不自由児施設支援(入所)	指定医療機関	千分の千
	指定肢体不自由児施設支援(通所)	
指定肢体不自由児通園施設支援	指定知的障害児施設支援	千分の千十九
	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千十七
指定第一種自閉症児施設支援	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千
	当該施設が併設する施設が主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千十八
指定第二種自閉症児施設支援	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千十九

指定難聴幼児通園施設において行う場合	指定難聴幼児通園施設支援	千分の千十二
	指定肢体不自由児施設支援(入所)	千分の千十三
指定肢体不自由児施設支援(通所)	指定医療機関	
	指定肢体不自由児通園施設支援	千分の千十二
指定知的障害児施設支援	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千十一
	当該施設が併設する施設が主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千
指定第一種自閉症児施設支援	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千十二
	当該施設が併設する施設が主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千十二
指定第二種自閉症児施設支援	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千十二

指定肢体不自由児療護施設支援	千分の千十二
指定肢体不自由児施設支援（入所）	千分の千
指定医療機関	
指定肢体不自由児施設支援（通所）	
指定肢体不自由児通園施設支援	
指定知的障害児施設支援	千分の千六
当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	
当該施設に併設する施設が主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千六
指定第一種自閉症児施設支援	千分の千
指定第二種自閉症児施設支援	千分の千六
指定知的障害児通園施設支援	千分の千六
指定盲ろうあ児施設支援	千分の千六
当該施設が単独施設又は主たる施設である指定盲児施設に	

指定肢体不自由児療護施設支援	千分の千六
当該施設に併設する施設が主たる施設である指定盲児施設において行う場合	千分の千六
当該施設が単独施設である指定ろうあ施設において行う場合	千分の千六
合	
当該施設が主たる施設である指定ろうあ児施設において行う場合	千分の千六
当該施設に併設する施設が主たる施設である指定ろうあ児施設において行う場合	千分の千六
指定難聴幼児通園施設において行う場合	千分の千六

指定肢体不自由児施設支援（入所）、指定医療機関、指定肢体不自由児施設支援（通所）、指定肢体不自由児通園施設支援	千分の千
指定肢体不自由児施設支援（入所）	千分の千
指定医療機関	
指定肢体不自由児施設支援（通所）	
指定肢体不自由児通園施設支援	

備考

- 一 地域区分に属する地域は、次に掲げる地域区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
- イ 百分の十三 一般職の職員給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の三の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）九の四十九の三十二附則第四条附則別表第二の支給割合が百分の十三とされている地域とする。
- ロ 百分の十一 人事院規則九の四十九の三十二附則第四条附則別表第二の支給割合が百分の十一とされている地域とする。
- ハ 百分の十 人事院規則九の四十九の三十二附則第四条附則別表第二の支給割合が百分の十とされている地域及び小金井市、横須賀市、堺市、東大阪市並びに逗子市とする。
- ニ 百分の八 岸和田市及び忠岡市とする。
- ホ 百分の七 人事院規則九の四十九の三十二附則第四条附則別表第二の支給割合が百分の七とされている地域とする。
- ヘ 百分の六 人事院規則九の四十九の三十二附則第四条附則別表第二の支給割合が百分の六とされている地域（二の地域を除く。）及び三浦郡葉山町、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市とする。
- ト 百分の五 人事院規則九の四十九の三十二附則第四条附則別表第二の支給割合が百分の五とされている地域とする。
- チ 百分の四 人事院規則九の四十九の三十二附則第四条附則別表第二の支給割合が百分の四とされている地域及び北九州市、狭山市、習志野市、八千代市とする。
- リ 百分の三 人事院規則九の四十九の三十二附則第四条附則別表第二の支給割合が百分の三とされている地域（チの地域を除く。）及び長崎市、藤市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県大井町、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、座間市、綾瀬市、神奈川県寒川町、長岡京市、松原市、大東市、摂津市、広島県府中町とする。
- ヌ 百分の二 人事院規則九の四十九の三十二附則第四条附則別表第二の支給割合が百分の二とされている地域とする。

- ル 百分の一 人事院規則九の四十九の三十二附則第四条附則別表第二の支給割合が百分の一とされている地域及び小樽市、熱海市、伊東市、下関市、久留米市、飯塚市、伊勢原市、川西市、藤井寺市、交野市、四条畷市とする。
- ヲ その他 イからル以外の地域とする。
- 二 一に規定する地域は、平成十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。
- 三 指定施設支援の対象児童が相互利用制度により通園施設を利用する場合には、当該相互利用により通園する施設の所在地の属する地域区分に応じ、算定する単位数の支援の種類によって定まる一単位の単価を適用する。

